

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書

医療法人聖真会

訪問看護ステーションあったか渭南

理事長 溝渕 敏水
高知県土佐清水市越前町6-10
高知県知事指定 第3960890030号

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書

様(以下、「利用者」とします)と、訪問看護ステーションあったか渭南(以下、「事業所」とします)は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業所は利用者に対し、介護保険法、健康保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的をします。

第2条(契約期間)

この契約期間は令和 年 月 日から終了までとします。

なお、入院・入所等で3か月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

第3条(訪問看護の内容)

事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。

2 利用者は訪問看護計画書に沿って、「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。

3 サービス内容や利用回数等はサービス担当会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。事業所は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出が合った場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第4条(訪問看護の利用料)

利用者は介護保険法、健康保険法等関連法に定める利用料を支払います。

2 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

3 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

4 事業所は、介護保険法、健康保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

5 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます。

第5条(利用料の滞納)

利用者が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以内の期限を定めて督促し、なお支払わないときは契約を破棄します。

2 事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第6条(契約終了)

利用者は、事業者に対し7日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。

2 事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしななどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1か月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- 利用者が死亡、入院・入所又は転出した場合
- 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- 事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

第7条(損害賠償)

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と訪問看護事業者賠償責任保険契約を結んでいます。)

第8条(秘密保持)

事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

2 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

3 事業所及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

第9条(苦情対応)

事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

2 事業所は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応を致しません。

第10条(連携)

事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

第11条(契約外事項)

利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約に規定のない事項については、介護保険法、健康保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

第12条(緊急時における対応方法)

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第13条(訪問看護の禁止事項)

訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 契約者もしくは家族等からの金銭、または物品の授受
- (2) 契約者の家族等に対するサービスの提供
- (3) 飲酒及び喫煙
- (4) 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

利用者(又は代筆者)

住所 _____

氏名 _____

利用者との続柄()

事業者 所在地 高知県土佐清水市越前町6番10号
事業者名 訪問看護ステーションあつたか渭南
代表者氏名 溝渕 敏水 印

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人聖真会
所在地	高知県土佐清水市越前町6番1号
代表者名	理事長 溝渕 敏水
電話番号	電 話:0880-82-1151 FAX :0880-82-0429

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションあったか渭南
指定番号	高知県指定 第3960890030号
所在地	〒787-0331 高知県土佐清水市越前町6番10号
電話番号	電 話:0880-82-5222 FAX :0880-83-0067

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーションあったか渭南(以下、事業所という)の看護師等は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者: 看護師 1 名 (常勤職員)

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員: 常勤換算 2.5 人以上 (管理者含む)

5. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 (祝・休日、12 月 31 日～1 月 3 日、8 月 15 日を除く) 午前 9 時～午後 5 時 電話等により連絡・相談・訪問が 24 時間常時可能な体制とする
----------	--

6. 訪問実施地域

訪問実施地域	土佐清水市
--------	-------

(注) 上記以外の地域への訪問看護では交通費 (1Km60円) は実費の扱いとなります。

7. 訪問看護の内容等

訪問看護の提供は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等と密接な連携及び主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し実施するものとする。
- (2) 訪問看護の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画書等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 訪問看護の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (4) 訪問看護の提供に当たっては、利用者の服薬状況 (残薬の状況を含む) を常に把握することに努め、必要があると認められる場合は、速やかに主治医に対して当該情報を提供するとともに、必要に応じて利用者の同意を得て、調剤を行う保険薬局へ情報を提供するものとする。

訪問看護の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 利用料等

- 利用料として介護保険法・健康保険法費用にかかる額の支払いを利用者から受けとるものとします。
- 吸引器は保険対象外となるため、レンタル料として、**1日108円**をお支払いいただきます。
- 死後の処置料として **2,700円**をお支払いいただきます。
- 利用料金の支払い方法

利用料は、当月分を翌月10日以降にご請求させていただきます。

1) 現金払いの場合

訪問時に請求書を持参し、集金時に領収書を発行いたします。

2) 振込の場合

請求書を郵送いたします。

指定の口座へお振込みいただき、翌月の請求書と一緒に領収書を郵送いたします。

(但し、終了した月は、振込を確認次第、領収書を郵送いたします)

- キャンセル料

訪問看護の利用をキャンセルする場合は、すみやかにご連絡ください。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡いただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	不要です
訪問までにご連絡のない場合	利用料(加算を除く)の全額を請求いたします

連絡先(電話) 0880-82-5222 訪問看護ステーションあつたか渭南

○ 利用料は以下のとおりであります。

(1) 介護保険における訪問看護の利用料

【基本部分】 <保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)(注3)参照
20分未満	訪問看護3,140円 予防訪問看護3,030円	314円 303円
20分以上30分未満	訪問看護4,710円 予防訪問看護4,510円	471円 451円
30分以上1時間未満	訪問看護8,230円 予防訪問看護7,940円	823円 794円
1時間以上1時間30分未満	訪問看護11,280円 予防訪問看護10,900円	1,128円 1,090円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割となっていました。平成30年8月から65歳以上の方(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方は3割負担となりました。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担1割の場合
緊急時訪問看護 加算Ⅰ (月1回)	利用者および家族が緊急時の訪問を希望し、加算について同意した場合に算定 また、看護業務の負担軽減に資する業務管理体制の整備が行われている	6,000円	600円
緊急時訪問看護 加算Ⅱ (月1回)	利用者および家族が緊急時の訪問を希望し、加算について同意した場合に算定	5,740円	574円

初回加算Ⅰ (初回月に1回)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、 病院等から退院した日に初回訪問を行った場合に 算定	3,500円	350円
初回加算Ⅱ (初回月に1回)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、 病院等から退院した日の翌日以降に初回訪問を行 った場合に算定 ※過去二月間訪問看護を受けていない場合や要 支援から要介護に変わった場合等に、新たに訪問 看護計画書を作成した場合に算定	3,000円	300円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサー ビス提供する場合に算定	基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合に 算定	基本利用料の50%	
特別管理加算Ⅰ (月1回)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの 実施に関する計画的な管理を行った場合に算定 【特別管理加算Ⅰ】 ■在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法 注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理 ■気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用し ている状態	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ (月1回)	【特別管理Ⅱ】 ■在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指 導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄 養法指導管理、在宅成分栄養管理法指導管理、在 宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指 導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺 高血圧症患者指導管理を受けている状態 ■人工 肛門又は人工膀胱を設置している状態 ■真皮を 越える褥瘡の状態 ■点滴を週3回以上行う必要が あると認められる状態	2,500円	250円
複数名訪問看護 加算Ⅰ (1回につき)	1人の看護師では困難であり、同時に2人の看護師 等により 30分未満 の訪問看護を行う場合に算定 (利用者および家族の同意が必要)	2,540円	254円
	1人の看護師では困難であり、同時に2人の看護師 等により 30分以上 の訪問看護を行う場合に算定 (利用者および家族の同意が必要)	4,020円	402円

長時間訪問看護 加算 (1回につき)	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定	3,000円	300円
ターミナルケア 加算 (死亡月1回)	利用者の死亡日および死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定	25,000円	2,500円
口腔連携強化 加算 (月1回)	職員が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、情報共有した場合に算定 また、歯科医療機関との体制を確保していること	500円	50円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (1回につき)	勤続年数7年以上の看護師を30%以上配置している場合に算定		6単位
中山間地域 における小規模事 業所加算	中山間地域にある小規模訪問看護ステーションから訪問看護を行った場合に算定	所定単位の 10/100	
退院時共同指導 加算 (初回月に1回)	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、初回の訪問看護に算定(特別な管理を必要とする者の場合は2回)	6,000円	600円
介護職員等処遇 改善加算	1か月あたりの介護保険の総単位数×1.8%	加算率1.8%	

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	算定の要件	減算等の内容
同一建物居住者のサービス提供	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く) ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	①・③10%減算 ②15%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に減算	所定単位数の－1/100

業務継続計画 策定減算	以下の基準に適合していない場合に減算 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること 業務継続計画に従い必要な措置を講じること	所定単位数の－1/100
----------------	--	--------------

(2)健康保険における訪問看護の利用料

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

【基本部分】＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物住居者) (同一日に2人)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円
(同一日に3人以上9人以下)	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円
(同一日に10人以上19人以下)	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円
(同一日に20人以上49人以下)	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円
(同一日に50人以上)	月20日目まで 2,610円 月21日目以降 2,510円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)
精神科訪問看護基本療養費(1日につき)	
1 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで 30分以上の場合 5,550円 週3日まで 30分未満の場合 4,250円 週4日目以降 30分以上 6,550円
2 削除	週4日目以降 30分未満の場合 5,100円

3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
(1) 同一日に2人	週3日まで 30分以上の場合 5,550円 週3日まで 30分未満の場合 4,250円 週4日目以降 30分以上 6,550円 週4日目以降 30分未満 5,100円
(2) 同一日に3人以上9人以下	週3日まで 30分以上の場合 2,780円 週3日まで 30分未満の場合 2,130円 週4日目以降 30分以上 3,280円 週4日目以降 30分未満 2,550円
(3) 同一日に10人以上19人以下	月20日目まで 30分以上の場合 2,760円 月20日目まで 30分未満の場合 2,110円 月21日目以降 30分以上の場合 2,660円 月21日目以降 30分未満の場合 2,010円
(4) 同一日に20人以上49人以下	月20日目まで 30分以上の場合 2,710円 月20日目まで 30分未満の場合 2,070円 月21日目以降 30分以上の場合 2,610円 月21日目以降 30分未満の場合 1,970円
(5) 同一日に50人以上	月20日目まで 30分以上の場合 2,610円 月20日目まで 30分未満の場合 1,990円 月21日目以降 30分以上の場合 2,510円 月21日目以降 30分未満の場合 1,890円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円
包括型訪問看護療養費(1日につき) 1 単一建物居住利用者が20人未満の場合	★訪問看護時間＝1日に訪問看護を行った時間の合計 イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 7,010円 ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満 11,010円 ハ 訪問看護時間が90分以上 14,010円 ニ 訪問看護時間が90分以上 (別に厚生労働大臣が定める場合) 15,510円

2 単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合	イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 6,310円 ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満 9,910円 ハ 訪問看護時間が90分以上 13,730円 ニ 訪問看護時間が90分以上 (別に厚生労働大臣が定める場合) 15,200円
3 単一建物居住利用者が50人以上の場合	イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 5,960円 ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満 9,360円 ハ 訪問看護時間が90分以上 13,450円 ニ 訪問看護時間が90分以上 (別に厚生労働大臣が定める場合) 14,890円
訪問看護物価対応料(1日につき)	令和8年 令和9年
1 訪問看護物価対応料1 ★訪問看護管理療養費算定対象者	イ 月の初回の訪問の場合 60円 120円 ロ 月の2日目以降の訪問の場合 20円 40円
2 訪問看護物価対応料2 ★包括型訪問看護管理療養費算定対象者	20円 40円
訪問看護管理療養費	
1 月の初日の訪問の場合	イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 13,760円 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 10,460円 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 9,030円 ニ 機能強化型訪問看護管理療養費4 9,030円 ホ イからニまで以外の場合 7,710円
2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	イ 単一建物居住利用者が20人未満 3,010円 ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満 (1) 月15日目まで 2,510円 (2) 月16日目以降24日目まで 2,310円 (3) 月25日目以降 2,210円 ハ 単一建物居住利用者が50人以上 (1) 月15日目まで 2,410円 (2) 月16日目以降24日目まで 2,210円 (3) 月25日目以降 2,010円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

24時間対応体制加算(月1回) ※看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円
24時間対応体制加算(月1回)	6,520円
緊急訪問看護加算(1日1回に限り)	2,650円(月14日目まで) 2,000円(月15日目以降)
特別管理加算(月1回) ※特別な管理の状態は介護保険に準ずる	重症度等の高い場合 5,000円 上記以外の場合 2,500円
複数名訪問看護加算(1人以上の看護師等と同行) (同一建物内1人又は2人)	4,500円
(同一建物内3人以上9人以下)	4,000円
(同一建物内10人以上19人以下)	3,400円
(同一建物内20人以上49人以下)	3,000円
(同一建物内50人以上)	2,700円
難病等複数回訪問加算 (同一建物内1人又は2人)	1日に2回の場合 4,500円 1日に3回以上の場合 8,000円
(同一建物内3人以上9人以下)	1日に2回の場合 4,000円 1日に3回以上の場合 月20日目まで7,200円 月21日目以降6,900円
(同一建物内10人以上19人以下)	1日に2回の場合 3,700円 1日に3回以上の場合 月20日目まで6,300円 月21日目以降5,200円
(同一建物内20人以上49人以下)	1日に2回の場合 3,500円 1日に3回以上の場合 月20日目まで4,800円 月21日目以降3,500円
(同一建物内50人以上)	1日に2回の場合 3,300円 1日に3回以上の場合 月20日目まで4,100円 月21日目以降3,000円

長時間訪問看護加算(週1回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)	5,200円
早朝・夜間加算 早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時) (同一建物内1人又は2人)	2,100円
(同一建物内3人以上9人以下)	月15日目まで2,100円 月16日目以降1,900円
(同一建物内10人以上19人以下)	月15日目まで1,800円 月16日目以降1,300円
(同一建物内20人以上49人以下)	月15日目まで1,200円 月16日目以降950円
(同一建物内50人以上)	月15日目まで1,000円 月16日目以降800円
深夜加算 深夜(22時～翌朝6時) (同一建物内1人又は2人)	4,200円
(同一建物内3人以上9人以下)	月15日目まで4,200円 月16日目以降4,000円
(同一建物内10人以上19人以下)	月15日目まで3,900円 月16日目以降2,300円
(同一建物内20人以上49人以下)	15日目まで2,100円 月16日目以降1,500円
(同一建物内50人以上)	月15日目まで1,800円 月16日目以降1,300円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50円
退院時共同指導加算(退院または退所につき月1回) (利用者の状態に応じ月2回を限度)	8,000円
特別管理指導加算(退院時共同指導加算に上乗せ、 1回に限り)	2,000円
退院支援指導加算(週4日以上訪問できる方)	6,000円
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円

訪問看護情報提供療養費1・2・3(月1回)	1,500円
乳幼児加算(6歳未満)	1,400円
乳幼児加算・重症児(6歳未満)	1,800円
訪問看護遠隔診療補助料(1日につき) ・予定された訪問看護が無い場合	2,650円
訪問看護医療情報連携加算(月1回)	1,000円
※賃金の改善を実施する場合	
1 訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	1,050円
2 訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ(月1回)	
イ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 1 30円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 2 60円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 3 90円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 4 120円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 5 150円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 6 180円
ト	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 7 210円
チ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 8 240円
リ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 9 270円
ヌ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 10 300円
ル	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 11 330円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 12 360円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 13 390円
カ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 14 420円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 15 450円
タ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 16 480円
レ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 17 510円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 18 540円
ツ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 19 570円
ネ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 20 600円
ナ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 21 630円
ラ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 22 660円
ム	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 23 690円
ウ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 24 720円
キ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 25 750円

ノ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 26	780円
オ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 27	810円
ク	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 28	840円
ヤ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 29	870円
マ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 30	900円
ケ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 31	930円
フ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 32	960円
コ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 33	990円
エ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 34	1,020円
テ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 35	1,050円
ア	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 36	1,080円

※継続して賃上げに係る取り組みを実施した場合、令和8年6月以降は次に掲げる額を算定する

イ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 1	40円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 2	80円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 3	120円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 4	160円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 5	200円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 6	240円
ト	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 7	280円
チ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 8	320円
リ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 9	360円
ヌ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 10	400円
ル	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 11	480円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 12	560円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 13	640円
カ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 14	720円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 15	800円
タ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 16	880円
レ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 17	960円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 18	1,040円

※継続して賃上げに係る取り組みを実施した場合、令和9年6月以降は次に掲げる額を算定する

イ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 1	40円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 2	70円

ハ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 3	110円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 4	140円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 5	180円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 6	210円
ト	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 7	250円
チ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 8	280円
リ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 9	320円
ヌ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 10	350円
ル	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 11	390円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 12	420円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 13	460円
カ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 14	490円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 15	530円
タ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 16	560円
レ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 17	600円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 18	630円
ツ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 19	670円
ネ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 20	700円
ナ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 21	780円
ラ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 22	810円
ム	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 23	890円
ウ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 24	920円
キ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 25	1,000円
ノ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 26	1,030円
オ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 27	1,110円
ク	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 28	1,140円
ヤ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 29	1,220円
マ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 30	1,250円
ケ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 31	1,330円
フ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 32	1,360円
コ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 33	1,440円
エ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 34	1,470円
テ	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 35	1,550円
ア	訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ 36	1,580円

9. 苦情申し立て窓口

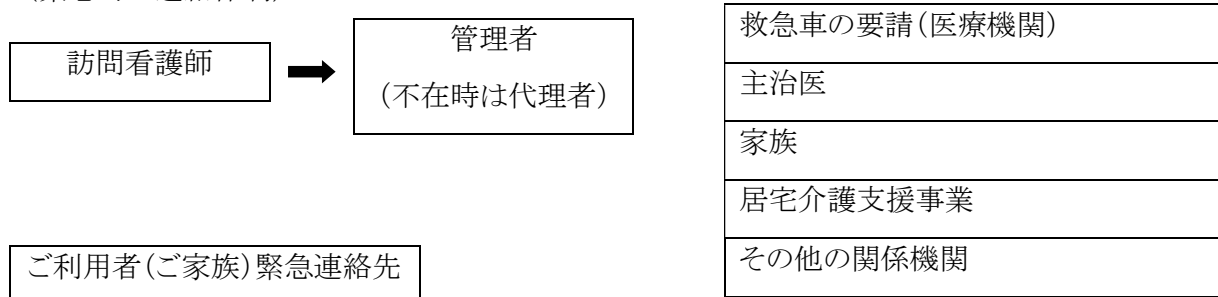
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーションあったか渭南 管理者 山岡鈴代	所 在 地:高知県土佐清水市越前町6-10 電 話:0880-82-5222 F A X :0880-83-0067 受付時間 :午前9時～午後5時
土佐清水市介護保険相談窓口 ※土佐清水市以外の方は、 お住まいの役場へお問い合わせください。	所 在 地:高知県土佐清水市天神町11-2 電 話:0880-82-1111 F A X :0880-82-5599 受付時間 :午前8時30分～午後5時00分
高知県国民健康保険団体連合会(国保連)	所 在 地:高知県高知市丸ノ内2-6-5 電 話:088-820-8410 " :088-820-8411 F A X :088-820-8413 受付時間 :午前9時00分～午後4時00分

10. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故・体調に急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を分析し、再発防止策を実施します。尚、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と訪問看護事業者賠償責任保険契約を結んでいます。)

(緊急時の連絡体制)



氏名 _____ 続柄() 電話 _____

主治医名・医療機関 _____ 電話 _____

11. 秘密の保持

事業所の従業者は、事業を行う上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 第三者評価の実施状況

サービス提供の第三者評価 無

13. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は管理者とする。但し、不在の場合は代理者を選定する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束等の原則禁止

- 1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、併設する医療法人聖真会において開催される委員会に参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - (3) 事業所の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

15. 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を呈示します。

16. 事業継続計画の策定等

1. 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定します。
2. 感染症及び災害に係る研修を定期的（年一回以上）行います。
3. 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17. 衛生管理等

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定します。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
4. 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
5. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

18. 限度額適用認定証オンライン資格について

オンライン資格確認等システムにおいて限度額適用認定証情報の表示、確認をさせていただきます。

19. ハラスメントの防止

事業所は、現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

(1) 職場内において行われる優越的な関係を拝啓とした言動や、業務上必要かつ範囲を超える下記の行為は組織として容認しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばれそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族などが対象となります。

(2) マニュアルなどを基に即座に対応し、法人内本部により、再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断されれば場合には行為者に対し、医療機関への連絡、相談、環境改善、利用者の解約等の措置を講じます。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して『重要事項説明書』に基づいて、
重要事項を説明致しました。

事業者所在地 〒787-0331 高知県土佐清水市越前町6番10号

事業者名 訪問看護ステーションあったか渭南 印

(説明者)氏名 _____ (管理者) 山岡 鈴代 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 住所 _____

氏名 _____

家族(代筆者) 住所 _____

氏名 _____ 続柄()

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

令和 年 月 日

訪問看護ステーションあったか渭南 様

私(利用者及び家族)の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ※学生等の実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
 - ※学会や学会誌等での発表(匿名化が困難な場合には私の同意を得る)

2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

サービスご利用者 住所 _____

氏名 _____

代筆) _____ (続柄: _____)

サービスご利用家族 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーションあったか渭南は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。
利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けいたします。

相談窓口担当

訪問看護ステーションあったか渭南 管理者 山岡 鈴代

【附則】 本契約書は、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

- ・平成 29 年 1 月 1 日改訂(職員体制の変更のため)
- ・平成 30 年 4 月 1 日改訂(介護報酬・診療報酬改定にともなう利用料金の変更のため)
- ・令和元年 5 月 1 日改訂(改元に伴い)
- ・令和元年 9 月 1 日改訂(職員体制の変更のため)
- ・令和元年 10 月 1 日改訂(消費税増税に伴う利用料金の変更のため)
- ・令和 3 年 4 月 1 日改訂(介護報酬改定に伴う利用料金の変更のため)
- ・令和 4 年 8 月 1 日改訂(職員体制の変更のため)
- ・令和 4 年 9 月 1 日改訂(重要事項説明書一部変更のため)
- ・令和 6 年 6 月 1 日改訂(介護報酬・診療報酬改定に伴う利用料金等の変更のため)
- ・令和 8 年 1 月 1 日改訂(オンライン資格確認等システムにおいて限度額適用認定証情報の表示同意の追加)
- ・令和 8 年 6 月 1 日改訂(医療報酬・介護報酬改定に伴う利用料金の変更と重要事項説明書一部変更のため)
- ・令和 8 年 10 月 1 日改訂(カスタマーハラスメント対策の義務化や 13 条禁止事項追加の追加)